

# 認定 農業者 新規就農者 制度を知っていますか



● 問合せ 農業振興課農政企画係 (☎☎☎2557)

## 認定農業者制度とは

市の基本構想(※)に基づき、意欲のある農業者が自らの農業経営を見直し、計画的に改善するために作成する『農業経営改善計画』を市が認定する制度です。この認定を受けた人を『認定農業者』といいます。

### 制度の概要

#### ▷対象者

効率的・安定的な農業経営をめざし、自らの経営改善に取り組む意欲と能力がある人

※性別や年齢、経営形態(個人・法人)は問いません。

※家族経営協定を締結すれば、夫婦や親子による共同申請も可能です。

#### ▷主な認定基準

次のすべてに該当する人

①年間総労働時間数2,000時間程度を確保できること

②年間農業所得目標額が400万円以上であること

③計画を達成する見込みが確実であること

#### ▷農業経営改善計画の作成

経営状況を点検し、5年後の目標や、その達成に向けた次の取り組みなどを具体的に記入しなければなりません。

①経営規模拡大の目標(作付面積、飼養頭数など)

②生産方式の合理化の目標(機械・施設の導入、新技術の導入など)

③経営管理の合理化の目標(複式簿記での記帳など)

④農業従事の様態などの改善目標(休日制の導入など)

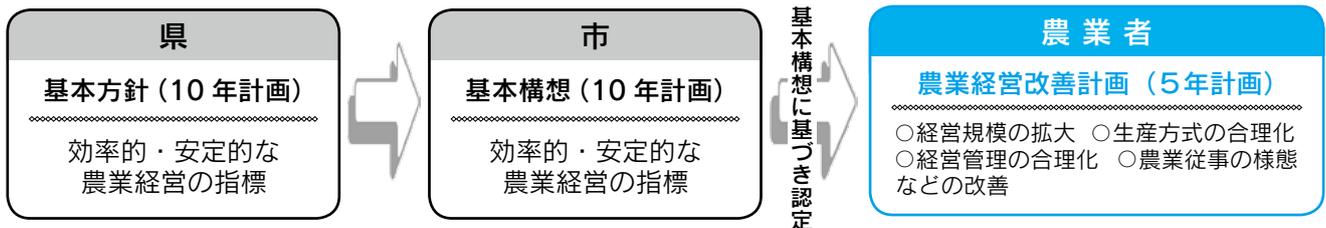
#### ▷主な支援策

①農業近代化資金、農業経営基盤強化資金(スーパーL資金)など低利・無利子での融資

②経営所得安定対策(ゲタ・ナラシ対策)

③農用地の利用集積への支援

### 農業経営改善計画の認定の仕組み



## 認定新規就農者制度とは

市の基本構想に基づき、新たに農業を始める人が作成する『青年等就農計画』を市が認定し、重点的に支援しようとする制度です。この認定を受けた人を『認定新規就農者』といいます。

### 制度の概要

#### ▷対象者

新たに農業を経営しようとする青年などで、次のいずれかに該当する人

①青年(原則18歳以上45歳未満)

②農業経営の知識や技能を有する人(65歳未満)

③上記の①、②に該当する人が過半数を占める法人

※農業経営を開始して、5年以内の人を含みます。

※認定農業者は対象となりません。

#### ▷主な認定基準

次のすべてに該当する人

①年間総労働時間数2,000時間程度を確保できること

②年間農業所得目標額が250万円以上であること

③計画を達成する見込みが確実であること

#### ▷青年等就農計画の作成

農業の経営開始後の目標や、その達成に向けた次の取り組みなどを具体的に記入しなければなりません。

①経営開始から5年後までの年間農業所得目標と労働時間目標

②経営目標達成のための研修や就農準備、施設整備に関する資金・事業計画

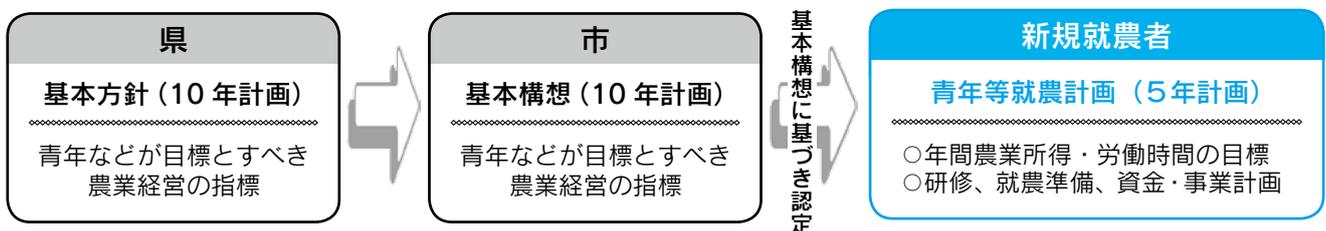
#### ▷主な支援策

①青年等就農資金(無利子での融資)

②青年就農給付金(経営開始型)

③経営所得安定対策(ゲタ・ナラシ対策)

### 青年等就農計画の認定の仕組み



(※) 市の基本構想 … 地域の実情に応じて、育成すべき農業経営の規模や農業所得の目標など、将来の農業の担い手像を市が明確化したもの。